

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成24年第7回習志野市農業委員会総会は平成24年7月20日（金）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 14名出席 欠席 3名  
※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 6番 斉藤 健次 7番 佐々木 秀一

1. 議案審議結果

上程件 承認 7件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前11時30分

- ・議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第33号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて
- ・議案第34号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて
- ・議案第35号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて
- ・報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- ・その他

<p>議 長</p>	<p>只今より 平成24年 第7回          習志野市農業委員会総会を開催いたします。          本日は、1番 村山 龍平委員 ・9番 田久保 武士委員          ・12番 吉野 吉雄委員より欠席の報告があり、          本日の出席委員は、3名の欠席委員と          欠員 1名を含め14名の委員の出席をいただいています。          よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、          「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により          議長より指名させていただきます。          6番 斉藤 健次委員、 7番 佐々木 秀一委員、          両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の審議案件は、議案第29号から議案第35号までの7件で          ございます。          議案第29号・30号・31号の          『農地法第3条の規定による許可申請について』は、譲受人が          同一者ですが、譲渡人が3名と異なりますので、          個々の議案として執り行ないますが、          審議等は一括で処理を進めてまいりたいと思います。          それでは事務局 議案第29号～31号の議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第29号、第30号、第31号について説明させていただきます。          議案第29号          農地法第3条の規定による許可申請について          下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があつたの          で、許可について審議を求めます。          平成24年7月20日提出</p> <p>1. 申請地の所在、面積          習志野市●●●●丁目●●●●番 340㎡</p> <p>2. 権利の内容          所有権移転</p> <p>3. 申請者住所、氏名          譲受人 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●● ●●          譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●● ●●●●</p>

事務局

議案第30号

農地法第3条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

平成24年7月20日提出

1. 申請地の所在、面積

習志野市●●●●丁目●●●●番● 380㎡

2. 権利の内容

所有権移転

3. 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●●丁目●番●●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●●●号 ●● ●●

議案第31号

農地法第3条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

平成24年7月20日提出

1. 申請地の所在、面積

習志野市●●●●丁目●●●●番● 294㎡

習志野市●●●●丁目●●●●番● 638㎡

(合計 932㎡)

2. 権利の内容

所有権移転

3. 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●●丁目●番●●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●●●号 ●● ●●

議長

事務局ご苦労さまでした。

只今の議案に対しましての調査報告を、譲受人と同じ地域である6番の齊藤 健次委員より、報告をお願いします。

齊藤委員

議案第29号から第31号を、一括して調査報告をさせていただきます。

調査は、平成24年7月17日に農業委員13名と事務局2名、譲受人の●●●●●さん、譲渡人の3名 ●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんに立ち会

	<p>いをしてもらいました。</p> <p>申請場所については、案内図にあるとおり●●●●丁目の●●●●社宅を入ったところの市民農園近くの畑でございます。</p> <p>●●●●丁目の●●●●さんは、年間従事日数350日、妻の●●●●さん、長男の●●●●さんも農業に従事しております。</p> <p>●●●●さんは、同じ●●●●丁目にも、●●●●のハウス栽培も行っていて、近くの農地に売買の話があり、規模拡大を考えていたところであり、農地を取得することでした。</p> <p>取得後は、にんじんを中心にするということでした。</p> <p>一方、譲渡人につきましては、高齢のためであるとか、後継者がいない、会社員であるとの理由により、耕作できる方に売りたいということでした。</p> <p>●●●●さん、●●●●●●さんの畑には、農作物が植えられていますが、8月には引きあげると聞いております。</p> <p>以上で、現地調査報告を終わります。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>齊藤委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>これより、質疑に入りますが、その前に事務局より本議案の詳細な説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、詳細について説明させていただきます。</p> <p>齊藤委員から現地調査の報告がありましたとおりですが、場所につきましては、案内図のとおりです。●●●●●●を●●●●から●●●●に向かって右側に●●●●社宅があります。そこを右に入った住宅地に入った所の農地です。近くには市民農園があります。その近くに●●●●●●さんが●●●●のハウス栽培を行っている箇所です。</p> <p>次の公図をご覧いただきたいと思います。場所につきましては、議案関係の地番が載っておりますので位置関係を確認していただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第29号の参考資料から説明いたします。</p> <p>譲渡人は、●●●●●●さん年齢●●才、農業で、●●●●丁目にお住まいです。</p> <p>申請場所は●●●●●●丁目●●●●●●番、理由としては、高齢に伴い農地の管理ができないということで現地調査の時にお話ししたかと思いますが、区画を分けて貸しているそうです。8月に引き渡すときまでには引き上げるというお話です。</p> <p>次に譲受人の●●●●●●さんについてですが、●●●●農業士の資格をお持ちになっております。所有地につきましては、自作地が8,367㎡今回340㎡を所有権移転で購入、借入で3,518㎡併せて議案第29号の段階では経営地が12,225㎡となりま</p>

す。それと議案第 30 号 31 号で購入しておりますので、最終的には議案第 31 号の経営地となりますので 13,537 ㎡になります。

一方、譲渡人の●●●●●さんですが自作地 340 ㎡のこの土地をお売りになりますと実際、経営地がなくなることになります。

6 番の●●●●●さんの家族構成ですが記載のとおりです。7 番農機具の保有状況につきましても記載のとおりです。年間収支計画ですがそれぞれの 29 号 30 号 31 号で収支計画を立てております。この 3 件で合わせまして 340 ㎡・380 ㎡・932 ㎡で全体計画で 1,652 ㎡を取得するということになります。収益につきましては、エンジンを中心に作付けをするということで生産収益が 1,119 千円経費として 363 千円、年間の純利益 756 千円を見込んでいるということになります。

次に議案第 30 号の参考資料をお開きください。

譲渡人 ●●●●●さんの農地の取得についてですが、●●●さん年齢●●才 ●●●●丁目にお住まいです。

場所が●●●●●丁目●●●●●番●●です。売却の理由は高齢に伴い農地の管理ができないためと 1 月 1 日にご協力いただきました農地所有アンケートによりますと規模を縮小したいと記載がありました。

次に●●●●●さんの農地の面積は先程議案第 29 号に 380 ㎡を加えまして 12,605 ㎡となります。一方●●●●●さんの農地につきましては 1,427 ㎡で 380 ㎡を売って 1,047 ㎡となり 10 アールは確保しているという要件を残しているということになります。6 番、7 番につきましては、先程説明させていただきましたので省略させていただきます。

最後に議案第 31 号の参考資料をお開きください。

譲渡人 ●●●●●さん 年齢●●才、会社員、●●●●●丁目●●番●●号にお住まいです。以前は●●●●●にお住まいであったとお聞きしております。

申請地は●●●●●丁目●●●●●番●●と●●●●●丁目●●●●●番●●の二筆でございます。合せまして 932 ㎡になります。理由につきましては、会社員で従事日数が少なく農地の管理ができないためということです。

次に●●●●●さんの農地面積ですが今回購入地が 932 ㎡、自作地が 9,087 ㎡、借入地 3,518 ㎡、最終的に 3 件 4 筆の農地購入で経営地は 13,537 ㎡となります。

又、●●●●●さんは全ての農地を売却で農地はゼロとなります。

6 番、7 番につきましては、先程説明させていただきましたので省略させていただきます。

●●●●●さんは作付けあり、●●●●●さんは作付けはしていません。●●●●●さんについては一部作付けがされているようでした。以上です

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第 29 号・30 号・31 号の質疑に入ります。</p> <p>質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>他に質問等が無ければ、採決に入りますが事務局で補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	場所の説明
議 長	<p>補足説明がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第 29 号ないし議案第 31 号について賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>全員の賛成を持ちまして、本議案は可決成立いたしました、よって本日付けで許可書を発行することになりました。</p> <p>事務局は、この後の事務処理をお願いします。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案第 3 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 2 号について朗読させていただきます。</p> <p>議案第 3 2 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>下記のとおり農地法施行規則第 4 8 条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求め。</p> <p>平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出</p> <p>1. 申請地の所在、面積</p> <p style="padding-left: 40px;">習志野市●●●●丁目●●●●番● 1, 7 6 8 m<sup>2</sup></p> <p>2. 権利の内容</p> <p style="padding-left: 40px;">建売分譲住宅 9 棟</p> <p>3. 申請者住所、氏名（名称）</p> <p style="padding-left: 40px;">譲受人 船橋市●●●●丁目●●●●番●●●●号</p> <p style="padding-left: 80px;">株式会社 ●●●●●●●●</p> <p style="padding-left: 80px;">代表取締役 ● ● ● ●</p> <p style="padding-left: 40px;">譲渡人 習志野市●●●●丁目●●●●番●●●●号</p> <p style="padding-left: 80px;">● ● ●</p>



	<p>周辺500m以内には、●●●●●●・●●●●・●●●●があり市街地が近いということ。あとはガス・水道等の生活の基盤も引かれております。</p> <p>転用計画につきましては、一定に分譲住宅が9棟、次に他法令関係となりますが開発関係につきましては都市計画法第32条の規定により協議は整っております。</p> <p>残土条例は道路の掘削などで残土は発生しないという事で協議は済んでおります。埋蔵文化財についても協議は済んでおります。</p> <p>備考欄の区画面積が136.01㎡から171.42㎡で8棟につきましては136㎡前後で1棟については広くなるそうです。延床面積はおよそ92.7㎡になります。</p> <p>今回の申請に至る経過ですが、譲渡人の●●●●●●さんにつきましては、先程説明がありましたとおり周辺の宅地開発が進み、耕作が難しくなったことと排水等に問題があり申請となりました。</p> <p>譲受人の●●●●●●●●ですが、今回初めて習志野市で申請をする会社です。会社は●●●●●●で営業しております。開発の理由ですがご存知のとおり●●●●●●●●から約1km、●●●●●●●●から600mと近く立地条件的にも事業を行うのに適していることから今回の場所を選定したということでした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>これより、議案第32号の質疑に入りますが、ご意見・ご質問等がある方は、挙手願います。</p> <p>場所的にはわかりますか</p> <p>塩田委員何か意見ありますか</p>
塩田委員	<p>後ろにも家が建っていて、前に家が建つと100%やっていけないと思います。今回は仕方ないと思います。</p>
議長	<p>特別に事務局長ありますか</p>
事務局長	<p>特にございません。</p>
職務代理	<p>一点だけよろしいですか</p>
議長	<p>職務代理どうぞ</p>
職務代理	<p>高齢の為ということで、●●●●歳ですが、売却等規模縮小を考えているということなのですが、現在この方はあとのどのくらい農地を残しているのでしょうか</p>

<p>議 長</p>	<p>縮小ということなのでまだ継続して農業するという気持ちはあるんでしょうけれどもその辺が知りたいです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>他にも農地はあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>若干あるのですが、今、正式にどのくらいかとだせませんが、●●a以上はあろうかと思います。次回の総会の中で報告させていただくことでよろしいでしょうか</p> <p>他に質問はないですか</p> <p>質問等も無いようでございますので、裁決に入ります。 議案第 3 2 号の『農地法第 5 条の規定による許可申請について』 許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第 3 2 号は許可することに決しました。 よって、千葉県知事に対して進達いたします。</p> <p>つぎに、議案第 33 号ないし議案第 34 号の『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』 でございますが、申請者がご夫婦で別々に申請され、 それぞれの農地についての証明願いがありますので、議案が分かれて いますが、審議等につきましては、一括で行いたいと思いますので、 宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、事務局 議案朗読をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 33 号・第 34 号の議案説明させていただきます。</p> <p>議案第 33 号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて 下記のとおり生産緑地第 10 条の規定に基づき農業の主たる従事者についての証明 願いの提出があったので証明について審議を求める。</p> <p>提出年月日 平成 24 年 7 月 20 日</p> <p>申請者 住所 習志野市●●●丁目●番●号 氏名 ●● ●● ●●歳 続柄 長男</p>

買い取り申し出事由の生じた者

住所 習志野市●●●丁目●番●号

氏名 ● ● ●

続柄 父

生年月日 昭和●●年●月●●日 享年●●歳

買い取り申し出予定生産緑地

所在・地番 習志野市●●●丁目●●●●番 他 2筆

登記地番 畑

現況地目 畑 (区画整理区域内)

現況につきましては現在区画整理区域内ということで工事中でございます。

登記面積につきましては3筆の合計で1,338㎡でございますが区画整理区域内でございます。仮換地中ですので換地後の面積は784㎡となります。

申し出事由でございますが平成23年●月●日に父親が死亡され、生前に耕作していた農地の買い取り申し出を行うもので相続税の清算等によるものでございます。

申請地につきましては、平成18年11月24日に相続時精算課税制度の適用を受け所有権を息子の●●氏にすでに移転済みでございます。

申請地は、JR津田沼駅南口土地区画整理区域内であり、仮換地指定日は平成21年4月4日でございます。以上でございます。

続きまして、議案第34号でございます

議案第34号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

下記のとおり生産緑地第10条の規定に基づき農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので証明について審議を求める。

提出年月日 平成24年7月20日

申請者 住所 習志野市●●●丁目●番●号

氏名 ●● ●● ●●歳

続柄 長男の妻

買い取り申し出事由の生じた者

住所 習志野市●●●丁目●番●号

氏名 ●● ●

続柄 夫の父

生年月日 昭和●年●月●●日 享年●●歳

買い取り申し出予定生産緑地

所在・地番 習志野市●●●丁目●●●●番 他 5筆

登記地番 畑

現況地目 畑 (区画整理区域内)

	<p>6筆の合計面積が2,325㎡仮換地面積が1,496㎡となります。</p> <p>申し出事由につきましては先ほどと同じですが●●さんは平成●●年●月●日に養子縁組を行い、平成18年11月24日に申請地を相続時精算課税制度の適用を受け、所有権を●●さんに移転しております。</p> <p>養子縁組のところだけ●●さんとは異なっている説明となります。</p> <p>続きまして、議案第33号・34号の案内図でございますが、こちらにつきましては区画整理事業の図面ですが●●番●●番の中にお二人の今回申請予定地が入っています。現在工事中ですので現地をみても位置の判定はできない状況です。</p> <p>どちらかにお二人の申請地がありこの二区画の一部に含まれていると考えていただければと思います。</p> <p>この後、相続時精算課税制度の適用について説明</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ご苦労様でした。</p> <p>議案第33号および議案第34号につきましては、申請地がJR津田沼駅南口土地区画整理区域内であり、現在、工事が行われていること、また、仮換地期間中で使用収益が止まったままであることなどから、現地が確認できない事から、現地調査は行いませんでした。よって、仮換地後の申請地の位置図を添付してあります。これにより、大体の場所を確認してください。</p> <p>質疑に入りますが、ご質問等のある方は挙手願います。</p> <p>事務局、補足説明があればお願いします。・・・・・・・・</p>
<p>事務局</p>	<p>亡くなられたのが平成23年●月●日で、通常でいけば相続税の精算であれば10か月以内なんですけど、何故1年以上経った今申請が出てくるのかということなんですと、相続税については清算が終わっているのですが●●●との分配が確定したことでこの土地を売って、相続を受ける方たちへの持ち分を清算するためと思っていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等も無いようでございますので、採決にはいります。</p> <p>議案第33号および議案34号の『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』証明書を発行することに、賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、</p>

議 長	<p>本日付で証明書を発行することにいたします。 事務局は、この後の事務処理をお願いします。</p> <p>続いて、議案第 35 号に移ります。 議案第 35 号の『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 願いについて』の議案朗読を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 35 号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて 下記のとおり生産緑地法第 10 条の規定に基づき農業の主たる従事者についての 証明願いの提出があったので証明について審議を求めます。</p> <p>提出年月日 平成 24 年 7 月 20 日</p> <p>申請者 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ●● ● ●●歳 続柄 長男</p> <p>買い取り申し出事由の生じた者 住所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏名 ●● ●● 続柄 母 生年月日 大正●年●●月●●日 享年●●歳</p> <p>買い取り申し出予定生産緑地 所在・地番 習志野市●●●丁目●●番●● 登記地番 畑 現況地目 畑 地 積 823 m<sup>2</sup></p> <p>申し出事由は平成 24 年●月●日に母、●●●●氏の死亡により、生前に耕作して いた農地の買い取り申し出を行うもので、相続税の清算等を行うものです・ これが本来の生産緑地の買い取り申出の形です。先ほどの 2 件については異例な取 扱いとなっております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 つづいて、議案第 35 号の調査報告を 6 番 齊藤 健次委員より お願いいたします。</p>
齊藤委員	<p>議案第 35 号の調査報告をさせていただきます。 調査につきましては、平成 24 年 7 月 17 日に農業委員 12 名と事務局 2 名、 申請者の●●●●さんで立ち会いを行いました。</p>

	<p>申請場所については、案内図にあるとおり●●●から、●●●●●に向かう途中に、●・●・●号線の信号の手前に●●●●●・●●●があり、その脇の道を約100メートル程入ったところにあります。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてですが申請者の●● ●さんにお聞きしたところ母の●●さんが経営主となって耕作を行っておりましたが、平成24年●月●日に亡くなられ、生前に耕作していた農地について、買い取り申し出を行うことで、相続税の支払いや、清算などを行うとのことでした。</p> <p>耕作につきましては、自家消費野菜を栽培していたと聞いております。</p> <p>以上で、議案第35号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>齊藤委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>つづいて、議案第35号議案内容について説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>齊藤委員さんから説明があったとおり、場所につきましては●●●の坂を上っていただいて●●●●●の手前の道を右に入ったところで住宅地に囲まれた農地で今現在生産緑地を受けております。</p> <p>こちらの申請は相続ということで●●●●さんが亡くなって、他にも●●●さんにつきましては農地をお持ちということで売却しないとこれから納税も容易でないことで申請されたというのが大きな理由です。</p> <p>●月●日に亡くなっておりますので、10か月間の納税猶予がありまして来年の●月初旬になると思いますが生産緑地の解除もございまして、納税猶予という形で又、出てくると思っておりますのでよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第35号の『生産緑地に係る農業の主たる従事者について』の証明願いについて、質疑に入ります。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手願います。・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・(質疑等なし)・・・・・・・・</p> <p>質問等が無ければ、採決に入ります。</p> <p>議案第35号の『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』</p>

証明書を発行することに、賛成の方は挙手願います。  
全員の賛成を持ちまして、本日付で証明書を発行することにいたします。

事務局は、こちらの案件につきましても、事務処理をお願いします。

つづいて、報告第 13 号および報告第 14 号につきましては、  
「農地転用届出書の受理通知の交付について」でございます。  
皆様、すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが  
何かご質問等がございましたら挙手願います。

ご質問等が無いようでしたら、これを持ちまして、  
平成 2 4 年 第 7 回習志野市農業委員会総会を終了いたします。

次回の総会は、8 月 21 日（火）午前 9 時からとなります。

なお、企画委員会ならびに現地調査は、  
お盆のお忙しい中ですが、8 月 16 日（木）

9 時から企画委員会 10 時から現地調査を行います。

来月は、現地調査が必要とする案件が出てくる予定です。

現地調査等に出席できない時は、事前に事務局まで  
報告してください。

9 月は農地パトロールの強化月間でございます。

詳細については、来月の総会の中で事務局より説明いたします。

それでは、本日の総会は、これを持ちまして  
閉会といたします。本日は、ご苦勞様でした。